

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金法による国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和8年9月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金法による国民年金に関する事務
②事務の内容	国民年金事業は、国民年金法に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うもの。本事業は政府が管掌し、厚生労働大臣の権限が委任された日本年金機構が事務を行っているが、川崎市では、第1号被保険者等の資格や保険料免除に関する事務等、次に掲げる事務について国民年金法施行令の定めるところにより行っている。 川崎市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表46の項の規定により、次の事務において個人番号を用いることになる。 - 第1号被保険者及び任意加入被保険者（以下「被保険者」という。）の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更等に関する届出、任意加入の申出、基礎年金番号通知書再交付申請等の受理 - 付加保険料に関する事務 付加保険料の納付申出、納付しないことの申出の受理 - 法定免除に関する事務 生活扶助の受給開始・廃止による法定免除の該当、消滅の届出の受理 - 保険料免除、納付猶予、学生納付特例（以下「保険料免除等」という。）に関する事務 保険料免除等の申請の受理 - 裁定請求等受給権者に関する事務 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金等の裁定請求及び額改定請求、その他受給権者に関する届出等（以下「裁定請求等」という。）の受理 - 日本年金機構への報告事務 受理した各種届出、申請、裁定請求等を日本年金機構へ送付（進達）する。 - 被保険者及び受給者情報に関する事務 日本年金機構から提供される情報に基づき、被保険者及び受給者情報を確認・登録する。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民年金事務システム
②システムの機能	- 被保険者に関する情報の登録機能 被保険者からの届出等による資格取得・喪失その他異動情報を登録する。 - 住民票情報の反映 住民票情報において、転入、転居、転出、死亡等の異動が発生した場合に国民年金事務に必要な情報の取込を行う。 - 地方税情報の反映 地方税情報のうち国民年金事務に必要な情報の取込を行う。 - 保険料免除等情報の管理機能 - 保険料免除等の申請の受付情報を登録する。 - 保険料免除等の審査に必要な所得情報を印字した申請書を作成・出力する。 - 受給権者に関する情報の登録機能 裁定請求等の受付情報を登録する。 - 日本年金機構への進達帳票作成機能 端末に登録された異動情報及び各種受付情報をもとに、日本年金機構に報告するための進達帳票を作成・出力する。 - 処理結果の登録機能 日本年金機構から処理結果情報が提供されるものについては、内容を確認のうえ登録する。 - 宛名管理 - 住登者宛名管理機能：住登者を既存住民基本台帳システムから連携、管理する。 - 住登外宛名管理機能：住登外宛名を登録・修正する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([☒] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム2～5		
システム2		
①システムの名称	システム連携基盤	
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム	
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
国民年金情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び法別表46の項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	☐ 実施しない <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	-	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	
②所属長の役職名	国民年金・福祉医療課長	
7. 他の評価実施機関		
-		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民年金情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者、被保険者のうち保険料免除等を申請する者の世帯主及び配偶者、受給権者	
その必要性	国民年金の資格取得、喪失の届出、保険料免除等の申請書、裁定請求書の受理等の国民年金事務を行う上で、被保険者等の5情報、世帯構成、所得状況等を正確かつ効率的に把握するために必要	
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	○識別情報 ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有 ・その他識別情報(宛名番号):庁内連携に使用するために保有 ○連絡先等情報 ・5情報・連絡先・その他住民票関係情報 ①対象者を正確に特定するために保有 ②被保険者からの届出の際の住所等を確認するために保有 ③本人への連絡等のために保有 ④転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うために保有 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:保険料免除等の申請、各種給付の裁定請求の受付時に要する確認のために保有 ・年金関係情報:国民年金事務を行うために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年4月1日	
⑥事務担当部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 日本年金機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		1 国民年金の資格取得、喪失等の資格異動の届出等の受付 2 保険料免除等の申請の受付 3 裁定請求等の受付 4 日本年金機構から提供される処理結果情報による確認
④使用の主体	使用部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、各区役所区民サービス部保険年金課
	使用者数	☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 国民年金の資格取得、喪失等の資格異動の届出等の受付 住民票関係情報、厚生年金の加入喪失情報等から資格要件を確認し受付情報を国民年金事務システムに入力する。届出等書類は日本年金機構に送付(進達)する。任意加入等の申出についても同様に受付処理・進達を行う。 2 保険料免除等の申請の受付 申請に基づき受付情報を国民年金事務システムに入力し、世帯状況、所得情報等により審査のうえ申請書類を日本年金機構に送付(進達)する。 3 裁定請求等の受付 請求書、診断書等の添付書類、資格状況等を確認し受付情報を国民年金事務システムに入力する。請求等書類は日本年金機構に送付(進達)する。 4 日本年金機構から提供される処理結果情報による確認 日本年金機構から送付される処理結果の一覧により受付情報と処理結果の突合及び確認を行い、適宜、国民年金事務システムに登録した内容の更新を行う。
	情報の突合	・住民基本台帳情報と届出・申請内容を突合し、被保険者の資格要件を確認する。 ・地方税関係情報と被保険者及びその同一世帯員の基本5情報等の住民基本台帳情報を突合し、所得額等を確認する。 ・日本年金機構から送付される処理結果の一覧による情報と国民年金事務システムにおける受付情報を突合し、処理結果を確認する。
⑥使用開始日		平成29年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	国民年金事務システムの保守・運用
①委託内容	国民年金事務システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	富士通Japan 株式会社
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項 国民年金事務システム運用保守作業、データ抽出作業等
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (5) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条第11号に規定する住民基本台帳の記載事項として使用するため
③移転する情報	国民年金法第7条及び附則第5条で定める国民年金の被保険者である者の資格に関する次の事項 1 国民年金の被保険者となり、又は国民年金の被保険者でなくなつた年月日 2 国民年金の被保険者の種別及びその変更があつた年月日 3 基礎年金番号
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	資格異動が発生する都度
移転先2～5	

移転先2	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表42項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項に規定される事務(昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	年金給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	資格異動が発生する都度及び月次
移転先3	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表107項に規定される事務(児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	年金給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	資格異動が発生する都度及び月次

移転先4	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の9の項)
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の9の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先5	健康福祉局医療保険部収納管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の9の項)
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の9の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	1 システム連携基盤 セキュリティゲートにて入退館管理を行っているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管している。 2 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
-	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<国民年金 標準仕様書等内 基本データリスト>

詳細はデジタル庁ホームページ(https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification#026)を参照のこと

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。 ・システム利用者抹消（人事異動、退職など）の状況が発生した場合は、速やかにシステム利用者抹消処理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 ・国民年金事務システムを利用する必要がある職員や委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザID及びパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。 ・ユーザーごとに操作権限を設定することにより、不適切な操作等が行われるリスクを軽減している。 ・異動等により、事務を取り扱うことがなくなった職員のユーザーIDは使用できないよう登録の削除を行っている。 ・なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。 ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

☐ 委託しない

委託契約書中の特定個人情報
ファイルの取扱いに関する規定

規定の内容

再委託先による特定個人情報
ファイルの適切な取扱いの担保

具体的な方法

その他の措置の内容

特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。

リスクへの対策は十分か

[十分である]	＜選択肢＞	
	1) 特に力を入れている	2) 十分である
	3) 課題が残されている	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1

☐ 提供・移転しない

特定個人情報の提供・移転に関するルール

ルール内容及びルール遵守の確認方法

- ・住民基本台帳法第7条第11号及び番号法第9条第2項に基づく条例に規定される事項に限り移転する。
- ・当該移転について、誰に対し何の目的で移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の移転を行う。
- ・同一機関内における移転の際は、移転先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを移転することとしている。
- ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。

その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
その他の措置の内容	1 物理的対策 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 2 技術的対策 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		

8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 1) 特に入力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。	
10. その他のリスク対策		
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2639 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2639
②対応方法	—

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年7月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

個人情報に関する重大事故について

事案１ 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

１ 事案の内容

（１） 発生（発覚）時期

令和６年４月８日

（２） 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和６年３月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

（３） 原因

事務担当者が足元に個人情報に記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

（４） 影響

４０４件（２９５世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- ・ 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・ 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

（５） 事故発覚後の対応

令和６年４月８日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和６年４月８日～４月２２日	事務担当者による搜索を継続
令和６年５月１日	報道発表
令和６年６月３日	個人情報保護委員会より文書指導

２ 再発防止策

（１） 国民健康保険事務における再発防止策

- ・ 該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・ 該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・ 書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹底

底する。

（２） 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

- ・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
- ・全ての特定個人情報保護評価書のIV_2.「従業員に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容)	1 第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という。)の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更等に関する届出、任意加入の申出、年金手帳再交付申請等の受理	1 第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という。)の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更等に関する届出、任意加入の申出、基礎年金番号通知書再交付申請等の受理	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託事項1 ②取扱者数)	10人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名)	富士通Japan 株式会社 川崎支店	富士通Japan 株式会社 関東・信越公共ビジネス統括部	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIIリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIIリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 ②その内容)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	削除	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIIリスク対策(8. 特定個人情報の保管・消去 ②再発防止策の内容)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	削除	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先)	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 電話番号:044-200-2640 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当)	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 電話番号:044-200-2639 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先)	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 電話番号:044-200-2640	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 電話番号:044-200-2639	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求②請求方法)	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容)	(省略) 川崎市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1項番31の規定により、次の事務において個人番号を用いることになる。(省略)	(省略) 川崎市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表46の項の規定により、次の事務において個人番号を用いることになる。(省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称)	新規	システム連携基盤	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能)	新規	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBIに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムの接続)	新規	[○]既存住民基本台帳システム、[○]税務システム	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項及び別表第1の31の項	番号法第9条第1項及び別表46の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報③対象となる本人の範囲 その必要性)	国民年金の資格取得、喪失の届出、保険料免除等の申請書、裁定請求書の受理等の国民年金事務を行う上で、被保険者等の4情報、世帯構成、所得状況等を正確かつ効率的に把握するために必要	国民年金の資格取得、喪失の届出、保険料免除等の申請書、裁定請求書の受理等の国民年金事務を行う上で、被保険者等の5情報、世帯構成、所得状況等を正確かつ効率的に把握するために必要	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報④記録される項目 その妥当性)	(省略) ○連絡先等情報 ・4情報・連絡先・その他住民票関係情報 ①対象者を正確に特定するために保有 ②被保険者からの届出の際の住所等を確認するために保有 ③本人への連絡等のために保有 ④転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うために保有 (省略)	(省略) ○連絡先等情報 ・5情報・連絡先・その他住民票関係情報 ①対象者を正確に特定するために保有 ②被保険者からの届出の際の住所等を確認するために保有 ③本人への連絡等のために保有 ④転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うために保有 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、各区役所区民サービス部保険年金課、各支所区民センター	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、各区役所区民サービス部保険年金課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合)	・住民基本台帳情報と届出・申請内容を突合し、被保険者の資格要件を確認する。 ・地方税関係情報と被保険者及びその同一世帯員の基本4情報等の住民基本台帳情報を突合し、所得額等を確認する。 ・日本年金機構から送付される処理結果の一覧による情報と国民年金事務システムにおける受付情報を突合し、処理結果を確認する。	・住民基本台帳情報と届出・申請内容を突合し、被保険者の資格要件を確認する。 ・地方税関係情報と被保険者及びその同一世帯員の基本5情報等の住民基本台帳情報を突合し、所得額等を確認する。 ・日本年金機構から送付される処理結果の一覧による情報と国民年金事務システムにおける受付情報を突合し、処理結果を確認する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名)	富士通Japan 株式会社 関東・信越公共ビジネス統括部	富士通Japan 株式会社	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途)	番号法別表第2第26項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表42項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	番号法別表第2第75項に規定される事務(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表107項に規定される事務(児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	番号法別表第2第45項に規定される事務(国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の10の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ③移転する情報	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	番号法別表第2第45項に規定される事務(国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の10の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ③移転する情報	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去)	右記を追加	3 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の内容)	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・特定個人情報の保護に関する条例等の遵守 ・責任体制の整備、作業責任者等の届出 ・作業場所の特定、作業従事者に対する教育の実施 ・作業責任者及び作業従事者の監督 ・守秘義務 ・再委託 ・特定個人情報の管理 ・提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の受渡し、返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。)) 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法)	右記を追加	・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容)	(新規)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容)	(新規)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容)	－	1 物理的対策 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容)	－	2 技術的対策 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	－	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	

令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(8. 監査 実施の有無)	[○]内部監査	[]内部監査	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法)	・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。	・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(10. その他リスク対策)	—	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先2 ①法令上の根拠	「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の7及び36の項)」又は「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項」	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先2 ②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表42項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困難する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表42項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項に規定される事務(昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困難する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先2 ③移転する情報	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	年金給付関係情報	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先3 ①法令上の根拠	「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の22の項)」又は「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項」	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先3 ③移転する情報	年金給付関係情報	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先4 ①法令上の根拠	「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)」又は「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項」	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の9の項)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先4 ②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の10の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の9の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先5 ①法令上の根拠	「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)」又は「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項」	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の9の項)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の10の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の9の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去)	1 国民年金事務システム セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内のうち、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置したサーバ内に保管している。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要 2 システム連携基盤 セキュリティゲートにて入退館管理を行っているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管している。 3 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	1 システム連携基盤 セキュリティゲートにて入退館管理を行っているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管している。 2 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和8年9月30日	(別添1)ファイル記録項目	【国民年金情報ファイル】 <宛名> 宛名番号 個人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民区分 世帯主情報 住民となった事由 現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 筆頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報 <年金基本> 宛名番号 基礎年金番号 電話番号 旧年金番号 <資格情報> 基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得日 喪失日 喪失事由 喪失理由 <付加情報> 基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報 <免除情報> 基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日 学校情報 <老齢裁定受付> 宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報 <障害裁定受付情報> 宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報 診断書情報 <遺族裁定受付情報> 宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報 死亡情報 <老齢福祉裁定受付情報> 宛名番号 証書番号 裁定請求情報 死亡情報 <所得情報> 宛名番号 相当年度 賦課年度 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除対象者配偶者 障害者扶養数 特別障害者扶養数 年少扶養数 本人障害者区分 本人寡婦区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雑所得 合計所得金額 純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除	<国民年金 標準仕様書等内 基本データリスト> 詳細はデジタル庁ホームページ (https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification#026)を参照のこと	事前	
令和8年9月30日	Ⅲリスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の内容)	川崎市情報セキュリティ基準	川崎市情報セキュリティ対策基準	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない